

01 警察庁(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
010050	緊急自動車の指定要件の緩和	道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項第1号の2	国、都道府県、市町村等が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するものについては、都道府県公安委員会に届け出た場合、緊急自動車として運転することができることとされている。	消防機関以外の自治体が行う緊急を要する傷病者の搬送業務において使用する車両を緊急自動車として指定し、業務に利用可能とする。	道路交通法施行令第13条第1号の2では、市町村が傷病者の緊急搬送のために使用する緊急用自動車となっていることから、消防法で一定の資格を有する消防吏員による救急隊員3人で当ることとされている。 今回の提案は、消防法に規定する救急隊員と同等以上の資格を有する消防職員OB又は看護師を含む3人体制による緊急患者搬送業務で使用する車両である。また対象地域を限定した事業であり、走行範囲が限定され、緊急走行の付与による交通の安全と円滑を阻害する要因とはならない。	今回の事業の実施対象地域は、救急車両でも市内中心部より約40～50km、約1時間余りかかる山間地域で、道路環境も悪く、比較的交通量は少ないものの、大型トラック等走行の際にはさらに時間を要し、救急業務は、高度な専門知識や技術が要求されていることから、消防法で一定の資格を有する消防吏員による救急隊員3人で当ることとされている。 今回の提案は、消防法に規定する救急隊員と同等以上の資格を有する消防職員OB又は看護師を含む3人体制による緊急患者搬送業務で使用する車両である。また対象地域を限定した事業であり、走行範囲が限定され、緊急走行の付与による交通の安全と円滑を阻害する要因とはならない。	D		御提案に係る傷病者の搬送が「緊急搬送」に該当するか否かは関係機関における検討を踏まえて判断すべきであり、また、使用する自動車が救急用自動車であるのか、その構造等も明確でないが、市町村が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車については、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するものであれば、道路交通法施行令第13条第1項第1号の2に該当し、都道府県公安委員会に届け出た場合、緊急自動車として運転することができることとされている。 また、都道府県警察に相談された。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 また、貴庁からの検討要請に対する回答では、「御提案に係る傷病者の搬送が「緊急搬送」に該当するか否かは関係機関における検討を踏まえて判断すべき」とのことであるが、なぜ、関係機関による検討が必要なのか、また、必要であるとした場合、具体的に何を検討するのか、また、その検討結果を誰が判断するのかを明確に回答された。	1070020	日田市	警察庁 総務省	
010060	自転車タクシーの歩道走行の容認	道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条、第17条第1項、第17条第2、第63条の4 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第1条の2 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の2	自転車は軽車両であることから、車道の左側端に沿って通行することとなる(道路交通法第2条第1項第11号、第17条第1項及び第4項並びに第18条第1項)が、車体の大きさ及び車体の構造が次の基準を満たす「普通自転車」は、これにかかわらず、道路標識等により通行することができることとされている歩道を通行することができる。 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。 イ 長さ 百九十センチメートル ロ 幅 六十センチメートル 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。 イ 側車を付していないこと。 ロ 一の運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く。)を備えていないこと。 ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。 ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。	現在、歩道を走行できるのは、歩行者(歩行補助車を含む)、普通自転車だけであるが、地域の振興のために運行する自転車タクシーも歩道の走行を可能とする。	平成18年10月21日、新快速電車の京阪神から敦賀への直接乗入れが実現し、県、市および地元が一体となって、新快速直通化の効果を活かしたまちづくり、誘客促進について取り組んでいく。 そこで、愛・地球博により、エコロジーでクリーンな乗り物として、国民に広く認知されるようになった「自転車タクシー」を活用して、中心市街地やその周辺の観光スポットを巡回する手段を提供することにより、観光スポットのPR促進はもとより、日本海側初となる「自転車タクシー」を観光の目玉として、誘客を促進し、中心市街地の活性化を図る。	【提案理由】 中心市街地の活性化に当たっては、店の前々々人が歩いたり、自転車で通行することが効果的と言われている。運行速度が最高で15km/hとゆっくりと走行する自転車タクシーについても、店の前々々を運行することで中心市街地の活性化に資するものと思われる。しかしながら、自転車タクシーは、現行法上「軽車両」と分類され、道路標識等により歩道の通行が認められていない。このため、本特別措置により、自転車タクシーの歩道通行を可能とし、中心市街地の活性化を図りたい。 【代替措置】 法第63条の4のように、自転車タクシーについても、公安委員会により歩道の通行を可能とする道路標識を設置できるようにする。または、法77条第1項のように通行車両、通行地区、通行形態等を含め所轄警察署長の許可を得ることとし、所轄警察署長はその目的を損なわない範囲で条件を付することができることとする。	C		自転車は軽車両であることから、原則として車道を通行すべきであるところ、上記の大きさ及び構造を満たす自転車について、 徐行すること。 歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならないこと。 という歩行者の通行を妨げないための義務を課した上で、例外的に、道路標識等により通行することができることとされている歩道を通行することを認めていることである。このことから、大きさ及び構造の基準を満たさない自転車を普通自転車とし、歩道を通行させることは、歩行者の安全な通行を妨げることとなり、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 また、現在の歩道に緑線やさくなどを施すことにより、自転車タクシーと歩行者の通行する道路を切り分け、それぞれ認められる最低限の幅員を確保できれば、貴庁のいう「歩行者の安全な通行を妨げること」については回避することができ、当該自転車タクシーを走行させることが可能であると考えるが如何。 また、当該自転車タクシーと歩行者の通行する道路を切り分ける手段として、白線や植栽などは可能であるか回答された。	1074010	福井県、敦賀市、自転車タクシー 利活用推進協議会、福井県健康バ イロロジー推 進協議会	警察庁	
010070	原動機付自転車の法定速度を上げる	道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条第1項 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第11条	道路標識等により最高速度が指定されていない場合、原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道以外の道路を通行する場合の最高速度は、30キロメートル毎時とされている。	原動機付自転車の法定速度を時速30キロから時速60キロにする	自動車から原動機付自転車への乗り換えを促し交通渋滞の解消を図る	単に道路が四輪の自動車で渋滞するのなら、小型の原動機付自転車にしたら渋滞が解消するのではないかと？ 狭い道で後続の四輪の自動車に迷惑を掛けない様に四輪と同じ速度で運転すると違反でつかまることがあるのでは困るから。制限速度時速60キロの二段階右折禁止の道路で現在の法定速度時速30キロで右折をしようとする、低速すぎて、危険。交通渋滞が少なれば、バス等の公共交通機関の運用がやりやすくなり、より交通渋滞がなくなるのではないかと。原動機付自転車の制限速度を上げることにより、事故の発生が懸念されるが、原動機付自転車、自動車免許取得時の実技講習、車両の方には、車両に時速何キロに対応、安定性等表示、現在使用中の車両は広告等でユーザーに伝えることにより事故防止を防ぐ、原動機付自転車なら道路の痛みも四輪の車より少ないと考えられる	C		平成17年中の交通事故の発生状況から、原動機付自転車の危険認知速度が30キロメートル毎時を超える交通事故の死亡事故率が2.0%と、30キロメートル毎時以下の死亡事故率である0.7%を約3倍も上げる結果が出ており、原動機付自転車の法定速度を引き上げることについては、交通の安全の観点から認められない。 また、原動機付自転車に関して、「国民に気軽に乗れる二輪車」という意義の下、その運転免許を取得するのに技能試験を要しないこととし、法定速度も30キロメートル毎時としたものであり、その意義は現在でも変わってあらず、法定速度を引き上げることができない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	1100010	個人	警察庁	
010080	セグウェイの自転車専用道路の利用について	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項、第17条	道路交通法第17条第1項の規定により、車両は車道を通行することが原則である。 また、同条第3項の規定により、二輪又は三輪以外の自転車(側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)以外の車両は、自転車道を通行してはならないこととされている。	独特な仕様から現状の道路交通法では、そのまま公道で乗ることが不可能なセグウェイを自転車専用道路に限って利用を可能とし、自然環境や住環境に良い街づくりを推進させる。 なお、自動車専用道において、利用が認められないのであれば、自転車同様、セグウェイ専用道路の整備を推進していただきたい。	セグウェイは最高速度で20km/hとなっており、一般的な自転車と同程度の運行速度であることから、歩行者などが通行する部分と構造的に分離されている自転車専用道路での利用を可能とする。 これにより、環境にやさしい新たな街づくりが可能になるとともに当該地域の観光客の増加にもつながると考えられる。	最高速度などの機能面から判断して、セグウェイは自転車以上に危険性を有する乗り物ではない。このことから、自動車や歩行者と混在しない自転車専用道路においてセグウェイを利用しても、特段の危険性は生じないとする。 また、セグウェイを購入するには、自賠責保険への加入、及び運転教習が必須となっていることから、必要な安全性は担保されていると考える。	C		御提案の「セグウェイ」については、道路運送車両法上、原動機付自転車に当たり、したがって、車両又は後座乗者等の安全のみならず、車外にいる歩行者、自転車利用者等の生命、身体安全確保の観点から定められた道路運送車両法に基づく技術基準に適合するものでなければ、歩道、車道を問わず、そもそも道路を通行することはできない。 また、道路運送車両法上、「セグウェイ」は、原動機付自転車に当たり、その性能や形状、重量から、自転車利用者や衝突した場合、死亡、負傷又は後座乗者等の安全を確保する観点から、自転車専用道路の通行を認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	1117010	1stSegwayJP	警察庁 国土交通省	
010090	2種運転免許制度の要件緩和	道路交通法(昭和35年法律第105号)第86条第1項等	旅客自動車は旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、第二種免許を受けなければならない。	自動車では旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ第二種免許を受けなければならない要件緩和を求める。	駅前郊外の観光客用駐車場より駅前内への移動手段と地元高齢者の町内移動手段として、駅前内狭路の自動車運転に熟練した市民による旅客自動車運転を簡単な適正検査と講習によって地域限定2種運転免許取得を可能とする。	提案理由: 駅の町並みは江戸時代に建設され、歩行者用の通路が残るが故に、幅員4m前後と狭路であり、部分的に2.7mと狭く、隅切りが無く(曲がれない)等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通交、観光交通の輻輳により円滑な通行が行われず、歩行者の安全性も確保されない上、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。又、市街地は港町特有の坂道が多く、高齢者は日常生活の移動に苦労している。 代替措置: そこで、観光客や地元高齢者住民の移動手段の一つとして、駅前内狭路の自動車運転に熟練した市民による旅客自動車の公道通行を実現する為に、道路交通法の旅客自動車運転を地域限定で2種運転免許制度の要件緩和により、町内交通円滑化と高齢者福祉に貢献出来ることとする。	C		平成17年中の、事業用乗用自動車第1当事者となった交通事故件数が、自動車等1万台当たり836.3件と全自動車等の96.7件に比べ約9倍となっており、死亡事故件数についても、1.96件と全自動車等の0.67件の約3倍となっている状況であることから、第二種免許の取得要件の緩和は、道路交通の安全の観点から認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 また、以下のことについて回答された。 自動車運転に熟練した市民で構成される団体(NPO等)が自動車教習所を設置することは可能か。 が可能であるとした場合、当該自動車教習所が届出自動車教習所が行う教習の過程に関する規則第1条第9項の普通第二種免許に係る教習の課程に係る指定の基準を満たせば、同規則同条第1項に基づく指定を行うことが可能か。 が可能であり、当該自動車教習所が指定を受けた場合、当該自動車教習所が行う当該免許に係る教習の課程を終了した場合、道路交通法第90条の2第1項第4号に定める講習の免除を受けることが可能となると考えてよい。	1032010	個人	警察庁	

01 警察庁(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管関係官庁
010100	公共交通機関未整備(撤退)地域における高校生(中学卒業以上)の地域内限定自動車運転の許可	道路交通法(昭和35年法律第105号)第88条第1項	高校生に相当する年齢の者に関する運転免許の規制としては、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許にあっては18歳に満たない者、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許にあっては16歳に満たない者に対しては、それぞれ免許を与えないこととされている。	現在公共交通機関が撤退した地域では高校生の通学に不便をきたしており、登下校の際は保護者又は祖父母による送迎が当たり前となっています。そこで、高校生の運転免許の規制を地域限定で許可することで、登下校の際の高校生の通学の利便性を向上させます。	新潟県妙高市の関山・新井間(県道262号・97号)では現在関山新井間の直通バスが運行されておらず、高校生や住民の方は自動車免許がない場合、公共交通機関の利用ができず、特に高校生は登下校の際は不便を強いられれています。そこで、高校生が車両を利用できる範囲を限定範囲の中で許可し、登下校等の際の利便性を向上させます。また、実現することで高校生が年配者の方への車両を利用した送迎も可能となり、年配者の利便性も向上します。実現が困難な場合は、行政がコミュニティバスを発信させるなどの方法を講じることで可能と考えます。	新潟県妙高市の関山・新井間(県道262号・97号)では現在関山新井間の直通バスが運行されておらず、高校生や住民の方は自動車免許がない場合、公共交通機関の利用ができず、特に高校生は登下校の際は不便を強いられられています。そこで、高校生が車両を利用できる範囲を限定範囲の中で許可し、登下校等の際の利便性を向上させます。また、実現することで高校生が年配者の方への車両を利用した送迎も可能となり、年配者の利便性も向上します。実現が困難な場合は、行政がコミュニティバスを発信させるなどの方法を講じることで可能と考えます。	D		御提案の内容が必ずしも明らかではないが、現行制度において、高校生であっても、16歳以上であれば普通二輪免許等を、18歳以上であれば普通免許等を取得することがそれぞれ可能である。なお、平成17年中の、若年層(16~19歳)を第1当事者とする交通事故件数は若年層の免許保有者1万人当たり273.9件であり、全年齢層の112.9件と比べ約2.5倍となっていること、死亡事故件数も若年層の免許保有者1万人当たり2.3件であり、全年齢層の0.8件と比べ約3倍となっていることから、高校生に相当する年齢の者に関し、運転免許取得可能年齢を引き下げると普通二輪免許の規制を緩和することは、道路交通の安全の観点から認められない。	貴庁の回答では、「御提案の内容が必ずしも明らかではないが、現行制度において、高校生であっても、16歳以上であれば普通免許等を、18歳以上であれば普通二輪免許等を、18歳以上であれば普通免許等を取得することがそれぞれ可能である」とのことであるが、提案者は、普通自動車免許を、現行制度で認められていない15歳以上の高校生であっても、公共交通のない地域であれば、その地域に限って普通自動車運転免許の取得を認めることを希望するものである。これを踏まえたうえで再度検討し回答されたい。	1109050	学校法人国際総合学園、国際ホテル・ブライダル専門学校、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	警察庁	
010110	「自由気ままに北海道・台湾国際免許特区」北海道エリア内限定中華民国(台湾)向け国際運転免許証の発行	道路交通法(昭和35年法律第105号)第107条の2	現在、道路交通に関する条約に定める様式に合致する国際運転免許証又は道路交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許制度を有する国として政令で定めるものが発給した運転免許証を日本語による翻訳文が添付されたもの(以下「外国運転免許証」という。)を所持している者は、我が国の運転免許を受けずに自動車等を運転することができることとされている。	現在、公に国家として認められていない中華民国に対し、北海道エリア限定で国際運転免許証を発行し、台湾人の北海道内限定で自動車の運転を可能にする。	今回の提案よってのメリットは、 (1) レンタカー利用の増加 (2) 台湾人観光客の個人向け商品の展開 (3) 観光地だけでなく周辺エリアまで拡大した経済効果 (4) 台湾人観光客数の増加 (5) 外国人観光客が利用しやすい道路インフラの整備 特にレンタカー業界は現在外国からの北海道観光客の半数を占める台湾人観光客に対して新たな商品展開が可能になる。 また、北海道は閉ざされたエリアであり、車を利用して北海道外へ出ることが出来ないでエリア限定とすることが容易である。 添付詳細説明あり	中華民国は現在、公に国家として認められていない地区となっている。そのためジュネーブ条約に加盟していないので、国際運転免許証を発行する条件に当てはまらない。 また、ジュネーブ条約に非加盟でもフランス、ドイツのように運転技術の確認が行えれば、国際運転免許証を発行しているが、中華民国は未確認である。 添付詳細説明あり	C		運転免許は、観光等の自動車等を運転する目的や地域に応じて付与する性質のものではない。なお、提案内容に類似する要望を台湾当局から受け、現在、台湾の運転免許制度について調査中とのことである。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 また、貴庁の回答によれば、台湾の運転免許制度について調査中とのことであるが、当該調査にかかる検討状況及び今後の方向性について明確に回答されたい。	警察庁の回答によれば、「運転免許は、観光等の自動車等を運転する目的や地域に応じて付与する性質のものではない。なお、提案内容に類似する要望を台湾当局から受け、現在、台湾の運転免許制度について調査中とのことである」との回答であり、特に警察庁の回答で前向きに検討されていると認識している。しかし、そもそも特区の申請は、運転免許を目的や地域に応じて対応して頂きたいとの考えから提案させて頂いたものであるため、そのことについて再度検討願いたい。また、以下の2点についても回答願いたい。 どのような点が問題で発行出来ないものなのか、具体的に教えていただきたい。 また、台湾当局からの要請で調査中とあるが具体的なスケジュール等あれば教えていただきたい。	1115010	Windcar株式会社	警察庁 外務省
010120	バス停標識に添加する広告物の緩和	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者は、当該工作物を設置しようとする場所を管轄する警察署長に申請書を提出し、道路使用許可を受けなければならない。	通達により、バス停標識に添加する広告物の取り扱いについて、「添加広告等は、原則として教育、医療及び公共交通機関等公共性を有するもの、またはそれらに準ずる公共性があると認められるものに限って許可されるものとする。」と規定されている。そこで、広告収入を得られるようにするため、バス停標識の添加広告に企業広告も認める。	盛岡市は交通渋滞の緩和を目的に、マイカーからバスへの転換と市内公共交通の主体であるバスの運行充実を図るため、国土交通省のオムニバスタウン指定を受け、施設整備等の事業を推進しているが、未だ道半ばの状態であり、今後も重点的に施策を展開する計画である。このため、(社)岩手県バス協会が国庫補助事業で整備したバスロケーションシステムやバス停上屋等を活用して有料の広告を添加等を行い、当該システムやバス停上屋等の維持管理費に充当することにより財務基盤を強化し、バス利用促進策の更なる充実・強化を図るものである。対象地域はバスロケーションシステムが稼働している盛岡市周辺地域を想定している。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受けてバス利用促進事業を実施し、現在策定中の「盛岡市総合交通計画」の中でも、公共交通への転換を明確にしながらバス利用促進策を更に充実・強化する予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、バス空白地帯の拡大も懸念されているため、(社)岩手県バス協会が所有するバスロケーションシステムやバス停上屋等の維持管理費の負担軽減を目的に広告添加し、財務基盤の強化を図れるよう規制緩和を提案するものであるが、現状では「根拠法令、欄記載の規制のため実現が難しい。なお、対象地域は盛岡市周辺部、対象者は(社)岩手県バス協会に限定され、なおかつ、広告収入は施設の維持管理費に充当されることなどから妥当と考える。(別様あり)	D		道路に広告板等の工作物を設けようとするものは、当該場所を管轄する警察署長の道路使用許可を受けなければならないが、警察署長は、当該許可の申請に係る行為が道路交通法第77条第2項各号のいずれかに該当するときは許可をしなければならないとされているところである。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談されたい。		1034020	盛岡市	警察庁 国土交通省	
010130	バス停上屋に設置される電光掲示板の企業広告の表示許可	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者は、当該工作物を設置しようとする場所を管轄する警察署長に申請書を提出し、道路使用許可を受けなければならない。	通達により、「バス停上屋に設置されている電光掲示板に表示する情報は、バス停留所を利用するバスの運行状況等に限るものとし、広告と認められる情報は表示しないこと。」とされている。そこで、広告収入を得られるようにするため、運行情報表示部を除くお知らせ表示部(128文字/回)のみ広告を流すこと認める。	盛岡市は交通渋滞の緩和を目的に、マイカーからバスへの転換と市内公共交通の主体であるバスの運行充実を図るため、国土交通省のオムニバスタウン指定を受け、施設整備等の事業を推進しているが、未だ道半ばの状態であり、今後も重点的に施策を展開する計画である。このため、(社)岩手県バス協会が国庫補助事業で整備したバスロケーションシステムやバス停上屋等を活用して有料の広告を添加等を行い、当該システムやバス停上屋等の維持管理費に充当することにより財務基盤を強化し、バス利用促進策の更なる充実・強化を図るものである。対象地域はバスロケーションシステムが稼働している盛岡市周辺地域を想定している。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受けてバス利用促進事業を実施し、現在策定中の「盛岡市総合交通計画」の中でも、公共交通への転換を明確にしながらバス利用促進策を更に充実・強化する予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、バス空白地帯の拡大も懸念されているため、(社)岩手県バス協会が所有するバスロケーションシステムやバス停上屋等の維持管理費の負担軽減を目的に広告添加し、財務基盤の強化を図れるよう規制緩和を提案するものであるが、現状では「根拠法令、欄記載の規制のため実現が難しい。なお、対象地域は盛岡市周辺部、対象者は(社)岩手県バス協会に限定され、なおかつ、広告収入は施設の維持管理費に充当されることなどから妥当と考える。(別様あり)	D		道路に広告板等の工作物を設けようとするものは、当該場所を管轄する警察署長の道路使用許可を受けなければならないが、警察署長は、当該許可の申請に係る行為が道路交通法第77条第2項各号のいずれかに該当するときは許可をしなければならないとされているところである。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談されたい。		1034030	盛岡市	警察庁 国土交通省	
010140	バス停留所に設置されている既存上屋に対する広告物の添加許可	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	道路に石碑、銅像、広告板その他これらに類する工作物を設けようとする者は、当該工作物を設置しようとする場所を管轄する警察署長に申請書を提出し、道路使用許可を受けなければならない。	通達により「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加を認めるのは新規かつ一体的に整備をする上屋であり、既設の上屋への添加は認められない」とされている。そこで、ハイグレードバス停に設置されている既存の上屋については、広告物の添加を可能とする。	盛岡市は交通渋滞の緩和を目的に、マイカーからバスへの転換と市内公共交通の主体であるバスの運行充実を図るため、国土交通省のオムニバスタウン指定を受け、施設整備等の事業を推進しているが、未だ道半ばの状態であり、今後も重点的に施策を展開する計画である。このため、(社)岩手県バス協会が国庫補助事業で整備したバスロケーションシステムやバス停上屋等を活用して有料の広告を添加等を行い、当該システムやバス停上屋等の維持管理費に充当することにより財務基盤を強化し、バス利用促進策の更なる充実・強化を図るものである。対象地域はバスロケーションシステムが稼働している盛岡市周辺地域を想定している。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受けてバス利用促進事業を実施し、現在策定中の「盛岡市総合交通計画」の中でも、公共交通への転換を明確にしながらバス利用促進策を更に充実・強化する予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、バス空白地帯の拡大も懸念されているため、(社)岩手県バス協会が所有するバスロケーションシステムやバス停上屋等の維持管理費の負担軽減を目的に広告添加し、財務基盤の強化を図れるよう規制緩和を提案するものであるが、現状では「根拠法令、欄記載の規制のため実現が難しい。なお、対象地域は盛岡市周辺部、対象者は(社)岩手県バス協会に限定され、なおかつ、広告収入は施設の維持管理費に充当されることなどから妥当と考える。(別様あり)	D		道路に広告板等の工作物を設けようとするものは、当該場所を管轄する警察署長の道路使用許可を受けなければならないが、警察署長は、当該許可の申請に係る行為が道路交通法第77条第2項各号のいずれかに該当するときは許可をしなければならないとされているところである。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談されたい。		1034040	盛岡市	警察庁 国土交通省	

01 警察庁(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
010150	オープンカフェを実施するための道路占用許可基準の明確化	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認め、一定の審査を通過したパフォーマーにはライセンスを付与し、公共の場での活動を公認化する。	・オープンカフェの実施について、地方自治体や地元警察、地元商工会、地域住民等複数主体が参加する地域参加型の協議会を設け協議することにより、長期間、継続的な実施ができるようにする。 ・現状、道路法、道路交通法にオープンカフェは明確には位置付けられておらず、各許可権者の判断次第という状況であるため、地域の賑わいづくりという観点から安定・継続的に実施できるようにするような形態、どのような物件が認められるのか、基準を明確にする。	・現在、オープンカフェの実施は社会的実験的に短期間実施されるケースが多いが、継続的に実施することにより、短期的では費用面等でなかなか取組むことができない店舗の積極的な参加が期待でき、中心市街地の活性化につなげる。	国土交通省が「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」、警察庁交通局が交通規制課長名で「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」等を出しているが、基準が明確になっている訳ではなく、各許可権者に委ねられている状態であり、そもそもオープンカフェが占用許可のどの基準に合致するのか、どういった物件までが認められるかも不透明である。また、「道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合に認める」という形にはなっていない。そこで、基準を明確にし、地域参加型の協議会によって協議することを条件とすることにより、地域の賑わい創出、中心市街地の活性化という観点から積極的な実施ができるよう提案するものである。	D		警察庁では、地域活性化を目的とするイベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化を図るための通達を発出し、警察が交通管理の観点から助言や情報提供を行うとともに、地方公共団体、地域住民、道路利用者、イベント等の実施主体等で構成される協議会を設けるなど、都道府県警察においてオープンカフェを含む各種イベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のため所要の措置を講ずるよう指示しているところである。 なお、道路使用許可の申請については、警察署長は、申請に係る行為が道路交通法第77条第2項各号のいずれかに該当するときは許可をしなければならぬこととされているところであり、定期的、継続的な道路使用も排除されるものではない。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談されたい。		1085010	個人	警察庁 国土交通省	
010160	ストリート・ミュージシャンのライセンス制度	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認め、一定の審査を通過したパフォーマーにはライセンスを付与し、公共の場での活動を公認化する。	現在、公共の場におけるパフォーマンスに関して条例や道路法などで規制されているので、一定の審査を通過したパフォーマーにはライセンスを付与し、公共の場での活動を公認化する。	オーデションなどで審査し、審査通過アーティストにはライセンスを与え、一般の歩道や公共施設、公共の場での演奏やパフォーマンスを許可し、料金徴収や物販なども可能とする。また、著作権使用料は免除する。	「音楽産業都市」の形成に向けて、道路使用や騒音を巡るトラブルを防ぐだけでなく、町の賑わいを作れ。また、ライセンスによりアーティストの実力はハイレベルに保たれる事により地域における芸術文化の発展にも寄与し、アーティストにとっても音楽やパフォーマンスで生活できる環境も整えられる。将来的には新潟県内の音楽関連情報を総合的に収集・発信する活動の核を目指す。	D		警察庁では、通達を発出し、路上パフォーマンスを含む各種イベント等であって、地域住民や道路利用者等の合意に基づいて行われるものについては、地域の活性化に資するという社会的意義を有する可能性があることから、警察が交通管理の観点から助言や情報提供を行うとともに、地方公共団体、地域住民、道路利用者、イベント等の実施主体等で構成される協議会を設けるなど、都道府県警察において道路使用許可手続の円滑化のための所要の措置を講ずるよう指示しているところであり、これに則した枠組みを構築することにより、提案の趣旨を満たすことは可能と考える。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談されたい。		1109140	株式会社 アイ・シー・オー・プロモーション、社団法人日本ニュービズネス協議会連合会	警察庁 文部科学省	
010170	寄港地上陸許可の要件緩和		現行法で規定されている寄港地上陸許可を、2ヶ国以上の国・地域を回る周遊型外航クルーズ船による外国人観光客に対しても付与可能とする。	外航クルーズ船による外国人観光客増大を図ることにより、観光による港湾の活性化、並びに外貨獲得による地域経済の振興を図る。具体的には、中国等、一定の国・地域の旅券所持者が我が国へ渡航する場合には、事前に日本政府の在外公館が発給する査証(ビザ)取得が義務づけられているところ、特例上陸許可による場合は査証は必要とされていないことから、周遊型外航クルーズ船により沖縄県の区域で入・出国する外国人観光客については、特例上陸許可(寄港地上陸許可)によることができるものとする。	沖繩振興特別措置法に基く沖繩振興計画は「国際的海洋性リゾート地の形成、の一環として「クルーズ船の寄港、促進を謳っており、沖繩県及び那覇港管理組合においてもクルーズ船専用岸壁の整備を推進、クルーズ船社や旅行社等への寄港誘致活動を展開しているところ。一般に周遊型外航クルーズ船の乗客は陸上での宿泊もなく、上陸時間もわずか10時間程度に過ぎないにもかかわらず、一般の観光客同様に査証取得が義務づけられていること、及び長時間を要する入国審査等が寄港誘致の大きな障壁となっている。日本本土から隔絶した島嶼県で本土への移動手段もほぼ航空機に限定されている沖縄の場合、寄港地上陸許可により外国人乗客の査証取得等にかかる負担を軽減したとしても、寄港地上陸許可には行動範囲の制限が付されることから、効果的に不法滞在等を抑止できると考える。	C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法に就労する者であると考えられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多くなり、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、提案の寄港地上陸を周遊型外航クルーズ船により外国人観光客に対して許可できることとした場合、これを利用した不法入国が行われるおそれがあることから、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	1018010	沖繩県、那覇港管理組合	警察庁 法務省 外務省		
010180	北海道の農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置		北海道では積雪低温により冬期間は実地での研修及び技能実習ができない事情を考慮し、農業分野の外国人研修生及び技能実習生については、複数職種での研修及び技能実習を認める。	北海道での露地栽培を対象とした研修及び技能実習では冬期間は実地での作業が困難なことから、複数職種での研修及び技能実習を認める。具体的には、冬期間は当グループ内の活動に限り、関連する他職種(食品加工など)での研修及び技能実習の実施を認め、生産から加工まで一貫して学べるようにする。	提案理由: 北海道での露地栽培は積雪等により作業ができないことから、冬期間に他職種での研修を行えるようにすることで、地域間の不均衡状態を解消するとともに、農産物に係る生産から加工・流通まで一貫した研修及び技能実習を行う体制を構築する。 代替措置: 受け入れた者が失踪などのおこさないよう、対象者は身元が明らかな者に限り、日本滞在中は当グループで準備する施設へ入居させ、安定した生活を過ごせるようにする。	D		提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、研修科目相互に関連があり、適正な研修計画が策定され、帰国後に同様の業務を行うことが担保されるのであれば、複数種類の作業の研修を行うことができるものと承知している。 いずれにせよ、研修制度は、先進国の進んだ技術・技能や知識を習得させようとする発展途上国等のニーズに応えるために実施されているものであり、このようなニーズと関係なく、我が国の研修実施地域の不均衡解消という観点から研修科目が選択されるものではないと承知している。		1027010	北武グループ	警察庁 法務省 厚生労働省		
010190	留学生アルバイト時間「2.8時間/週」の廃止		現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、日本人の一般学生と同様に週40時間労働する機会を得ることにより、働きながら学ぶ留学生を支援する。	既にまちづくり活動を行っている提案主体である宇都宮駅東口まちづくり会社では、福島空港開港、宇都宮駅東口開発を契機に、特にアジアとの国際交流実現を宇都宮のまちづくり戦略の一つとして展開していく方針である。 留学生の受け入れ窓口・運営管理を行う国際交流センター(仮称)を主体として定め、アルバイトの斡旋、地元企業での受け入れ等の仕組みとあわせて規制緩和を行うことにより、向学心の高い留学目的の学生を選別し、将来の国際交流のための良質な人材確保を目指す。具体的には中日文化経済交流協会と協力し中国の3年制大学卒業生の日本4年生大学の留学支援、地域大学への留学生の斡旋等を想定している。	新聞・テレビ等ではあたかも多くの留学生(特に中国)が問題を起こすかのように報道されているが、大半の留学生は日本で先端技術等を熱心に学び母国である程度の地位を築くとともにその後母国と日本の交流の要となる人材に育てていく。今後国際交流の活性化が予想される一方、アジア留学生は裕福層から一般層へ学生の質が変化しつつあり、一般層では本国以外で比較的学費の安い日本への留学が大学教育を受ける数少ない機会となっている。このような状況下での就労時間の制限は、アジアの先進国である日本が生活に余裕のある留学生のみを選別し、向学心のある留学生の修学の機会を制限しているとも言われかねない。確かに就労目的の留学生の受け入れには問題があるため、本提案では既に実施されている留学生の支援組織と連携しつつ規制を緩和することで宇都宮における国際交流を進展させることを提案している。	C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法に就労する者であると考えられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多くなり、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、提案の留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、日本人と同様に週40時間労働を可能とした場合、学業目的を装った就労目的の入国者が増加するおそれがあることから、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	1057010	宇都宮駅東口まちづくり株式会社	警察庁 法務省		

01 警察庁(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
010190	留学生のアルバイト労働時間の制限緩和			入管法で在留資格が留学の場合、アルバイトが出来る時間数は1週間に付き最長28時間と制限されている。このため、採用側が雇入れを諦めたり、苦学留学生の生活困窮の一因となっている。については実態に合わせ、このアルバイト労働時間の規制を緩和すべきである。		少子高齢化で国内労働者が不足する中、留学生アルバイトの労働力も重要になってきている。特に留学生についてはサービス業に従事することが多く、時間規制によりアルバイト先の選択を狭めている。アルバイト労働時間の規制を緩和することにより、就労先の選択が広がると同時に苦学留学生の生活を助けることになる。また卒業後も優秀な学生が日本に残り国際化社会の新たな労働力の担い手となり得る。	C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、提案の留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、留学生のアルバイト労働時間の制限を緩和することとした場合、学業目的を装った就労目的の入国者が増加するおそれがあることから、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。		2003010	㈱センサップ、(社)日本ニュービジネス協議会連合会	警察庁 法務省	
010200	在留外国人の介護福祉士への養成と国家資格取得後の老人介護施設での就労			外国人介護福祉士の研修・就労の受入れは、18年9月にフィリピンとのEPAにて一部解禁されたのは、周知の事実である。しかし、今後、介護を必要とする高齢者は激増し、今回の受入れ枠では十分とはいえない。そこで、老人介護施設の整備に伴い、介護人材を特に必要としている地域には次の規制を緩和する。留学卒業生などで、日本に在住する外国人で、一定レベルの語学力と見識を持った者を介護福祉士として養成し、国家資格取得後の就労を認める。	外国人留学卒業生の日本での就職率は、約20%で、就職したくても就職が出来ない者が多数いると予想される。日本語を習熟し、日本文化を知る大学卒業生に、更に就学・専門学校卒業生などで且、母国の大学卒業生または母国の看護師資格を持つ者を介護福祉士として養成し、就業の機会を拡げ活用する。横浜市は日本最大規模の政令市で、高齢人口も急増し、それに伴い介護施設を増設しているが、介護人材の不足が顕著である。開港150年間近な国際都市として、高齢社会への対応は待たなしの必須要件であり、国際貢献も担いたい。	横浜市では、現在第3期介護保険事業計画に基づき特別養護老人ホームを急ピッチで整備している。加えて、有料老人ホームの増設も進んでいる。高齢社会の進展により高齢者施策はますます重要になるが、介護分野で働きたい人材は反対に先細りの状況にある。世界でも高齢化が進む国は多く、特に中国においては、今後、高齢化の進展は顕著になると考えられる。外国人留学生などに就労の機会を与えと共に、世界でも高齢化の進んだ日本の現状とその先進技術を学んでもらい、そこで得た知識や技術を帰国した後に母国で活用してもらい、一方、急激な整備で人材の確保がままならない横浜市内の老人介護施設運営の安定を図る。	C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、留学卒業生等に対し、介護福祉士の資格を取得することのみをもって特別な在留資格を認めることとした場合、当該制度を利用した不法就労が行われるおそれがあることから、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	1063010	横浜市健康福祉局、横浜市福祉事業経営者会、日総二フティ株式会社、横浜市社会福祉協議会、横浜市福祉サービス協会、NPOグローバル人材育成協会	警察庁 法務省 厚生労働省	
010210	外国人介護従業者に対し、入学資格を緩和し、資格取得を可能とする。			現在民間企業による介護福祉士養成施設の設立は認められていないが、特区により民間企業による魅力ある複数の資格取得と再教育を行う介護専門学校を設立し、教育と就労の提供を行う。また、外国人による介護従業者を国内に定着させるため、外国人に対する入学資格を緩和し、外国人を多く受け入れ、資格取得を可能とする。	介護従業者は慢性的な不足状態の上に、賃の低下を危惧される状態にあり、今後の充足のため、実践に重点をおいた教育及び常識力豊かな人材育成を行うため、介護従業者希望者、特に外国人介護従業者に対して介護福祉士等の資格取得のための専門学校を民間企業にて運営し、当該施設において就労場所も同時提供し、彼らの生活の安定を図る。又、既資格取得者に対し、認知症介護の専門家として再教育を行い、ターミナルケアを含む認知症介護の発展を目指す。(別紙詳細添付)	交通の利便性に加え、歴史的的文化財も多くある土地でありながら、観光面での衰退は著しいものがある。介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉強両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教え、既資格取得者に対してはより専門知識教育を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性化に結びつけようとするものである。(別紙詳細添付)	C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、外国人の介護福祉士養成施設への入学資格を緩和し、従来よりも容易に我が国に入国することができるとした場合、これを利用した不法入国等が行われるおそれがあることから、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。		1076013	ウェルコンサル株式会社	警察庁 厚生労働省	
010220	外国人労働者の雇用基準の緩和			先進生産設備を導入しているジュエリー工場において、IT制御による高度加工工程の前後処理における労働集約作業に従事する労働者については、全体労働者の1割を目処に、外国人の雇用基準を緩和する。	IT系設備を年間一定以上投資(例えば1千万円以上)しているジュエリー企業について、生産専門職の外国人労働者の現在の基準、すなわち「現業の経験10年以上」を緩和する。具体的にはね雇用条件を「現業の経験または労働研修を2年以上」とする。	先進的設備投資を国内で積極的に実施し、手作業との組み合わせにより、これまでにできなかった高度な商品作りをチャレンジできる。工場の海外移転を回避し、日本人の雇用を継続し、地域経済の発展に寄与できる。設備投資の実施を通して、経済波及効果も期待できる。	C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。		1109150	株式会社 光彩工芸、社団法人日本ニュービジネス協議会	警察庁 法務省 厚生労働省	

01 警察庁(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
010230	「技術」の必要経験年数の緩和			「技術」の必要経験年数10年から4年に緩和する。	「技術」の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比倍増)という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。 「技術」の必要経験年数の緩和を行うことにより、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	日本に進出する外資系企業が本国から技術者を必要とする場合に、10年間の技術経験を要することは、対日直接投資を促進する観点から適当ではないと思われる。技術の進歩が激しい現在において、10年間という期間は長すぎるとともに、4年間の実務経験により技術を習得すれば、大学卒と同程度の技術習得は可能と思われるため、必要経験年数を10年から4年に緩和するよう提案している。なお、神戸市においては、昨年度、神戸市国際化推進大綱を改定するなど、外国人が住みやすく働きやすい環境づくりを進めている。	1110020	兵庫県、神戸市	警察庁 法務省
010240	留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に追加			留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に追加する。	留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」(在留期間上限3年)として許容される活動に指定する。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比倍増)という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。 留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に追加することによって、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	外国人が本邦において、貿易その他の事業を投資・経営する場合は、事務所及び常勤職員を確保した上で、「投資・経営」の在留資格を得ることができる。留学生が卒業したあと起業する場合は、「投資・経営」の在留資格を得ることができるが、市場調査・販路開拓・資金集め・事務所探し等の起業するまでの間の活動を「特定活動」として許容される活動に追加するものである。なお、神戸市においては、昨年度、神戸市国際化推進大綱を改定するなど、外国人が住みやすく働きやすい環境づくりを進めている。	1110050	兵庫県、神戸市	警察庁 法務省
010250	医療事故救済特区(事故調査委員会の調査と調整する旨の規定の創設)	医師法第21条 刑法第211条	医療事故が発生し、患者が死亡した場合、異状死と認められれば、医師は医師法第21条の規定に基づき、警察に届け出る。届出を受けた警察は、検視等を行ない、犯罪性が認められれば、所要の捜査を行う。その結果、被疑者に逮捕要件が認められ、必要性があれば逮捕することとなる。	医療事故発生において、現在の法律では患者、家族が警察に訴えた場合、医師は逮捕される場合がある。医療事故は通常の犯罪と異なる。そこで事故調査委員会の判断が出るまで逮捕などの執行を緩める措置を愛知県内で求めたい。医療現場では医療事故は必ず発生する。現状では突然、医師が逮捕される可能性があるため、医師は多くの患者を抱えながらも、突然逮捕される不安で医療に真摯に集中出来ず、治療中の患者の生命をも危険にさらす可能性も危惧される。そこで事故調査委員会が結論を出すまで逮捕の執行を猶予する措置を求める。	愛知県の主要機関メンバーで理事が構成される日本医学歯学情報機構が中心となり、適正な医療事故の調査を行う。その結果を警察に提出し、この報告書をふまえて審査を行う事により、警察は専門家による詳しい情報を入手するとともに、いわゆる患者よりの一方的な情報による誤認逮捕を防ぐことが出来る。さらに医師はその間に現在治療中の患者への対応等の手配が可能となる。(詳細別紙)	医療界においては医療の高度化、国民の高齢化により医療事故の多発、また患者の医療不信により警察に届け出て刑事事件として対応する事例が生じている。しかも医療を受ける患者は健康状態ではなく(医師自身過失などにより一生懸命に従事している)関わらず、発生した事故に対して、何故、犯罪として取り扱われなければならないのか、という思いが強い。現状の刑法においては想定外の状況であると考え、医療事故においては逮捕される前に十分事故調査が専門家らにより行われ、これを参考にして捜査機関は対応するシステムを政令または省令として目指すための特区においてモデル化を試みる。	C		医療事故が発生した場合において、警察が事故発生段階から関与していなければ、当該事故が重大で業務上過失致死罪等で問難すべきと認められる場合であっても証拠の収集、保全等の初動捜査を行うことができず、その結果、事件の立件に支障が生じ、被害者等の刑事司法に対する信頼を損ない、ひいては治安に影響を及ぼすことになりかねない。 このように、犯罪捜査の重要性にかんがみれば、司法制度は全国一律の公平な制度が確保されていることが必要であり、治安に対する影響及び刑事司法に対する信頼の点において、本提案は特区になじむものではない。		特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構	警察庁 法務省 厚生労働省		
010260	21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所」を設置。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。)第23条第1項第1号	パチンコ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に商品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそのめられるおそれがあるため、風営法において、パチンコ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそのめられるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	パチンコ営業店内に貸玉・貸メダル返却所の設置を行うことにより、遊技客に貸出を行った「玉・メダル」を貯玉・再プレー制度の実施及びパチンコ営業店が直接買い戻す。	パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所」の設置を行い、新しい賞品交換システムを採用し、「パチンコ景品交換所」帰りの遊技客及び「パチンコ景品交換所」に対する凶悪犯罪ゼロを目指す。具体的には、(1)遊技客が遊技終了時の結果に応じてパチンコ営業店より賞品の提供を受ける(2)遊技客が遊技終了時の「玉・メダル」をパチンコ営業店に預けて、再来店時に当該遊技球等の返還を受けて遊技を行う貯玉・再プレー制度の活用(3)遊技客がパチンコ営業店より貸した「玉・メダル」が増えた遊技客に対し、パチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則29条に定められた「貸玉・貸メダル」と同等金額にて安全なパチンコ営業店内で買戻しを行う。	平成18年上半期の犯罪情勢により、パチンコ景品買取所に対する強盗事件が増加している現状を重く受け止めた上で再度ご提案致します。パチンコ営業店は「現金又は有価証券を賞品として提供すること」が禁止されているために、文献によるところの不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる換金行為が国民の強い換金需要を満たす為に行われており、パチンコが人目のつきにくい無防備で安普請な建物の為、それを狙った凶悪で凄惨な犯罪が毎日のように発生しています。これらの犯罪は、パチンコ営業店内で遊技客に貸出を行った「玉・メダル」をパチンコ営業店が直接買い戻す方式を採用すれば無くなります。そもそもパチンコは日本最大の大衆娯楽産業であり、出玉で射幸心が規制されており、例えば競馬・競輪等の公営ギャンブルや株式投資等は自己責任で無制限に投資出来ることを鑑みても、パチンコ産業だけが過剰規制を受けていると言わざるを得ないのであります。	C		パチンコ営業店が、遊技客の玉又はメダルを現金で買い戻すことは、パチンコ営業に関して現金を賞品として提供することと同じことになり、当該営業について著しく客の射幸心をそそのめられるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	短時間の遊技球獲得上限の規制追加や遊技機不正対策の義務化などにより、健全性及び射幸性が担保されているパチンコ業界にあって、貴庁の考える健全なパチンコ営業とは一体どんなものか具体例を挙げて分かり易く説明して頂きたい。確かにパチンコ営業は遊技の結果に応じて賞品を提供する営業ではあるものの、賞品上限金額が1万円とされ、限られた範囲ではあるが現金と同様に物品に交換することが出来る上、国民の大部分が文献によるところの3店方式と呼ばれる換金方式を認識しており、法律解釈上でも遊技球には現金類似の機能が加わっていることとされる中、一部の地域では賞品として金地金等の使用やパチンコ営業店が提供された賞品を遊技客が「パチンコ景品買取所」に持ち込んで換金する行為が、パチンコが普及した直後から現在まで広く行われている現実を勘案しても、例えばパチンコ営業店が遊技客に貸出した「玉・メダル」を遊技終了時に買戻したとしても、上記の理由により賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける恐れは無く、またこの方式は現代の時代にも適応していると思われるのであります。	1120010	株式会社 玉越	警察庁

01 警察庁(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
010270	パチンコ営業店における賞品提供方法の見直し	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。) 第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年 国家公安委員会規則第1号)第35条第2項第1号イ及び第3項	パチンコ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそのおそれがあるため、風営法において、パチンコ営業を営もうとする者はあらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないとし、賞品については当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品を提供することとするとともに、その価格の最高限度が1万円を超えないこととするなどの規制をしている。	パチンコ営業店が遊技の結果に応じて遊技客へ提供する賞品について、著しく射幸心をそそのおそれがある賞品提供と認められない場合には、パチンコ営業店の経営裁量にて自由に景品単価を決めることが出来る。	パチンコ営業店が仕入れる商品は、タイミング等により常に仕入単価が変動している。についてはパチンコ営業店の品揃えおよび提供割合の増加にむけ業界を挙げて努力を行っているところではあるが、低額賞品であればある程、仕入価格と賞品提供価格との差がなく、一般景品の提供を行うことがパチンコ営業者の負担となる場合も決して少なくはない。例えばパチンコ営業者の努力により安価に仕入れた商品を遊技客へ安価で提供することも含め、今後さらなる賞品の取り揃えのためにも著しく射幸心を煽ることの無い金額の範囲内及び方法で、パチンコ営業店の裁量により自由に遊技球等の数量に対応する金額を決定することが出来ることを希望します。	警察庁の方針である、賞品としての特殊景品提供率の低下および、タバコ等の日用品に代表される一般景品の品揃えおよび提供割合の増加にむけ業界を挙げて努力を行っているところではあるが、低額賞品であればある程、仕入価格と賞品提供価格との差がなく、一般景品の提供を行うことがパチンコ営業者の負担となる場合も決して少なくはない。例えばパチンコ営業者の努力により安価に仕入れた商品を遊技客へ安価で提供することも含め、今後さらなる賞品の取り揃えのためにも著しく射幸心を煽ることの無い金額の範囲内及び方法で、パチンコ営業店の裁量により自由に遊技球等の数量に対応する金額を決定することが出来ることを希望します。	C	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 また、以下のことについて回答されたい。 - 1 ぱちんこ営業者が古物営業法の営業許可を得て、ぱちんこ営業店と同一の建物・敷地に区画して古物営業店を併設することは可能か、可能でないとするれば、その理由を明確にされたい。 - 2 ぱちんこ営業者とは全く関連のない者が古物営業法の営業許可を得て、ぱちんこ営業店と同一の建物・敷地に区画して古物営業店を併設することは可能か、可能でないとするれば、その理由を明確にされたい。 - 3 古物営業店では、1万円以下の複数の古物をその合計に等価の1万円超の商品に交換することは可能であると考えられるが、- 1又は - 2が可能であるとした場合、ぱちんこ営業店で提供した1万円以下の複数の賞品を、併設される古物営業店においてその合計に等価の1万円超の商品に交換することは可能か、可能でないとするれば、その理由を明確にされたい。 - 1 ぱちんこ営業者がぱちんこ営業店内で小売業を営むことは可能か、また、チケット制によりぱちんこ営業店内では現金・有価証券を取り扱わないこととするれば可能か、可能でないとするれば、その理由を明確にされたい。 - 2 - 1が可能であるとした場合、1万円超の商品を、賞品に相当する1万円以下を差し引いて、現金若しくはチケットにより販売することが可能か、可能でないとするれば、その理由を明確にされたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 また、以下のことについて回答されたい。 - 1 ぱちんこ営業者が古物営業法の営業許可を得て、ぱちんこ営業店と同一の建物・敷地に区画して古物営業店を併設することは可能か、可能でないとするれば、その理由を明確にされたい。 - 2 ぱちんこ営業者とは全く関連のない者が古物営業法の営業許可を得て、ぱちんこ営業店と同一の建物・敷地に区画して古物営業店を併設することは可能か、可能でないとするれば、その理由を明確にされたい。 - 3 古物営業店では、1万円以下の複数の古物をその合計に等価の1万円超の商品に交換することは可能であると考えられるが、- 1又は - 2が可能であるとした場合、ぱちんこ営業店で提供した1万円以下の複数の賞品を、併設される古物営業店においてその合計に等価の1万円超の商品に交換することは可能か、可能でないとするれば、その理由を明確にされたい。 - 1 ぱちんこ営業者がぱちんこ営業店内で小売業を営むことは可能か、また、チケット制によりぱちんこ営業店内では現金・有価証券を取り扱わないこととするれば可能か、可能でないとするれば、その理由を明確にされたい。 - 2 - 1が可能であるとした場合、1万円超の商品を、賞品に相当する1万円以下を差し引いて、現金若しくはチケットにより販売することが可能か、可能でないとするれば、その理由を明確にされたい。	パチンコ営業店が遊技客へ賞品として提供することの出来る価格の最高限度は、現在1万円を超えないこととされています。これは「賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受けることがない賞品提供である。遊技客に対し射幸心を著しくそそのおそれのない賞品提供である。」との判断であると思われるが、例えばパソコン等のオープン価格に代表される機器の場合、新製品の発売毎に旧式タイプの製品の実勢価格が多くなる場合安くなる傾向にあります。賞品提供は一般的な小売価格とは理解しているものの、時間の経過とともに遊技者に交換されなかった賞品などは一般オープン価格との乖離が著しくなる場合も考えられ、数年前に小売価格1万円だったものが現在千円で売られている場合などは提供価格を見直す必要があるのかを教えてください。また焼酎に代表されるプレミアム商品に関して、デパート等で抽選により定価で個人に販売されている商品が、一部の酒販売店やインターネットを通じて個人間で実数倍もの金額で取引されている場合には、パチンコ営業店は一体幾らで提供すべきなのか合わせて教えてください。	1120020	株式会社玉越	警察庁	